

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、中部地方整備局中部技術事務所長から次のとおり公共測量を実施
することについて通知がありました。

令和五年六月三十日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 二 測量の地域 国道二十五号（奈良市く山辺郡山添村）
- 三 測量の期間 令和五年六月一日から同年十二月二十日まで